

平成 26 年版『わかりやすい年末調整の手引』（追補）

平成 26 年 10 月 17 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 338 号）が公布され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

この改正は、平成 26 年 10 月 20 日に施行され、平成 26 年 4 月 1 日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます。）について適用されます。

つきましては、追補を作成致しましたので本書に合わせてご活用いただきますようお願い申し上げます。

税務研究会出版局

○ 通勤手当の非課税限度額の引上げについて

平成 26 年 10 月 20 日に所得税法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 338 号）が施行され、通勤のため自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が次のように引き上げられました。

区 分		課税されない金額		
		改正後 (平成26年4月1日以後適用)	改正前	
自動車等の 交通用具を 使用してい る者に支給 する通勤手 当	通 勤 距 離	片道55km以上	31,600円	24,500円
		片道45km以上55km未満	28,000円	
		片道35km以上45km未満	24,400円	20,900円
		片道25km以上35km未満	18,700円	16,100円
		片道15km以上25km未満	12,900円	11,300円
		片道10km以上15km未満	7,100円	6,500円
		片道2km以上10km未満	4,200円	4,100円
		片道2km未満	(全額課税)	同左

- (注) 1 改正後の所得税法施行令第 20 条の 2 の規定（以下「非課税規定」といいます。）は、平成 26 年 4 月 1 日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。
 なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。
- (1) 平成 26 年 3 月 31 日以前に支払われた通勤手当
 - (2) 平成 26 年 3 月 31 日以前に支払われるべき通勤手当で 4 月 1 日以後に支払われるもの
 - (3) (1)又は(2)の通勤手当の差額として追加支給されるもの
- 2 改正前に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税及び復興特別所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、平成 26 年の年末調整の際に精算することとなります。
- 3 年の中途に退職した人など平成 26 年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することとなります。